

《東日本震災に伴う特例》

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

[事業主が卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者（高校、大学等を卒業後3年以内の方）等を、有期雇用（原則3ヵ月）で育成し、正規雇用するとき]

受給要件

- ・既卒者トライアル求人（ハローワークまたは新卒応援ハローワーク）に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月の有期雇用として雇入れ、その後正規雇用で雇入れたこと
 - 採用が決定した場合、有期雇用（原則3ヵ月）の開始時に既卒者トライアル雇用実施計画書の提出が必要です。
 - 有期雇用終了日の翌日から起算して1ヵ月以内に実施結果報告書の提出が必要です。
- ・被災した卒業後3年以内の既卒者（震災特例対象者）に限定した求人（震災特例専用求人）を提出し、そうした方々を採用する事業主

※既卒者トライアル求人とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

※震災特例対象者とは、9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）のうち、災害救助法適用地域に居住する者のこと（平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した者を除く）を指します。

※平成23年4月6日以前にハローワークまたは新卒応援ハローワークから震災特例対象者の要件を満たす方の紹介を受けている場合、各奨励金の特例措置の対象とはなりません。

給付内容の概要

対象者	期間	対象者1人当たりの支給額
次の①～④のいずれにも該当するもの		
① 平成21年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定のもの	有期雇用 (原則3ヵ月)	月額10万円（最大30万円）
② 卒業後安定した職業に就いた経験がない（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない）こと。		
③ 40歳未満	有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ	60万円 (雇入れから3ヶ月後に支給)
④ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認めるもの。		

※有期雇用終了後、対象者が正規雇用に移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

手続きは…？

どこへ	最寄りのハローワーク、新卒応援ハローワーク
何を（書類）	3年以内既卒者トライアル雇用奨励金支給申請書 その他指定書類
いつまでに	正規雇用開始から3ヵ月経過後の翌日から起算して1ヶ月以内

※平成24年3月31日までの暫定措置です。

取扱い・問い合わせ先

最寄りのハローワーク、新卒応援ハローワーク